

○飯能市木造住宅除却工事補助金交付要綱

令和３年３月３１日

告示第９８号

改正 令和５年３月８日告示第５８号

改正 令和７年３月３１日告示第９４号

(趣旨)

第１条 この要綱は、飯能市建築物耐震改修促進計画に基づき、既存建築物の耐震化の促進を図るため、市内における既存木造住宅の除却工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

２ 前項の補助金の交付に関しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則(平成１８年規則第２号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１) 除却工事 建設業法(昭和２４年法律第１００号)第２条第３項に規定する建設業者又は埼玉県知事の登録を受けた解体工事業者が、既存の木造住宅を全て除却する工事(公共事業の施行に伴い補償の対象となるもの及び飯能市木造住宅建替え工事補助金交付要綱(平成２５年告示第１２１号)第２条第２号に規定する建替え工事に伴うものを除く。)をいう。

(２) 市内事業者 市内に事業所を有する法人(市の法人市民税に係る事業所の開設届を提出しているものに限る。)又は市内に住所を有する個人事業主をいう。

(補助対象者)

第３条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(１) 市内に存する木造住宅で、次に掲げる要件に該当するもの(以下「補助対象建築物」という。)の所有者又は当該所有者の２親等以内の親族(以下「所有者の親族」という。)であること。

ア 飯能市木造住宅耐震診断補助金交付要綱(平成２３年飯能市告示第９９号)第３条第１号に規定する建築物であること。

イ 耐震診断による上部構造評点が１．０未満と判定された建築物であること。

(２) 市税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)に未納が無いこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象建築物1棟につき除却工事に要した費用(当該補助対象建築物が一戸建ての住宅以外の建築物の場合であって当該費用が床面積1平方メートルにつき34,100円を超えるときは、床面積1平方メートルにつき34,100円で算定した額)に補助率100分の23を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、市内事業者により除却工事を行う場合の補助金の限度額は、同項に定める補助金の限度額に10万円を加算した額とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 既存建築物の外観及び内観写真
- (3) 補助対象建築物の配置図及び各階平面図
- (4) 補助対象建築物の所在証明書(当該建築物が共有である場合は、全ての共有者が表示されているもの)又はそれに代わるもの
- (5) 所有者の親族が補助金の交付を受けようとする場合は、補助対象建築物の所有者の2親等以内の親族であることが確認できる書類及び除却工事の実施について所有者(当該建築物が共有である場合は、全ての共有者)の同意があることを証する書類
- (6) 耐震診断の結果報告書の写し又は第3条第1号イに規定する建築物であることが確認できる書類
- (7) 除却工事の見積書の写し
- (8) 除却工事を実施する建設業者の建設業許可書の写し又は埼玉県知事の登録を受けた解体工事業者であることが確認できる書類
- (9) 市税の未納がないことが確認できる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知書等の様式等)

第6条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付決定通知書を受けた後に除却工事に着手するものとする。

(変更承認申請等)

第7条 前条第1項の交付決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付申請の内容を変更し、又は除却工事を中止しようとするときは、あらかじめ飯能市木造住宅除却工事補助金変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付申請の内容が変更された場合においても、補助金の額は増額しないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、審査結果を飯能市木造住宅除却工事補助金変更等承認(不承認)通知書(様式第4号)により同項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第14条第1項の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書は、除却工事の完了後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月20日のいずれか早い日までに提出するものとする。

3 第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 除却工事の費用の内訳書及び契約書の写し
- (2) 除却工事の完了の状況が確認できる写真
- (3) 除却工事に要した費用の領収書の写し又は支払が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書の様式)

第9条 規則第15条第1項の規定による通知は、様式第6号により行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第58号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第94号)

この告示は、公布の日から施行する。